

津市監査委員告示第7号

令和7年4月25日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和7年6月20日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和7年6月23日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	片	山		光
津市監査委員	安	積	む	つみ

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和7年5月2日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 村 田 正 人

3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び令和7年5月26日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

ア 請求の対象となる執行機関・職員

対象年度の市民税課長と部長、副市長、市長

イ 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

津市が平成27年から令和3年までの間、受託者に対し、業務委託料を支払ったが、これらの業務委託料に関する法人市民税の賦課徴収を怠った行為、あるいは消滅時効を中断する措置を講じずに時効消滅させた行為

ウ 違法若しくは不当とする理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第2条の地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができるとの規定に違反

エ 津市に生じている損害

(ア) 法人住民税の法人税割額は、各事業年度の法人税割税相当額

(イ) 法人住民税の均等割税額

オ 求める必要な措置

(ア) 消滅時効にかかっていないときは、業務委託料を支払った受託者から法人市民税を賦課徴収する行為

(イ) 消滅時効にかかっている場合は、時効中断の措置を講じずに、津市に損害を与えた市民税課長と部長、副市長、市長の連帯責任による損害賠償義務の履行

カ 財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

怠る事実が終了した日から1年を経過している場合であっても、財務会計上の行為の存在及び内容を知ったのは、令和7年3月である。

よって、本件監査請求は適法である。

(2) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本件監査請求は、津市長前葉泰幸に対する監査請求でもあり、津市長前葉泰幸によって任命された監査委員において監査を行うことは、独立性と客観性に欠け不適切である。

本件は、法人市民税という地方税の問題であるから、これらに精通した税理士や弁護士で構成される外部監査委員によって監査が行われる必要がある。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項については、本件監査請求が、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る怠る事実の有無が存在するか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

監査対象部局を政策財務部市民税課とし、書面による事実確認を行うとともに、個人情報保護の観点から、請求人を立ち会わせることなく関係職員の陳述を聴取した。

3 個人情報保護について

納税義務者及び課税年度を特定した本件監査請求に対し、監査対象部局において税情報を開示することは、地方税法第22条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条に抵触するおそれがあるものの、本件監査請求は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第18条第3項第4号に該当すると認め、監査を行った。

なお、公表においては個人情報が特定されないよう配慮し行うこととした。

4 個別外部監査契約に基づく監査について

請求人は、法第252条の27の規定に基づき、個別外部監査による住民監査請求を求めているが、法第252条の43第1項において、「第242条第1項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通公共団体の住民は、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その理

由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。」とされている。

しかしながら、本市は、外部監査契約に基づく監査に関する条例を定めていないことから本市住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めることはできず、請求人の求めには応じられない。

よって、本件監査請求は、監査委員が監査を行うこととした。

第3 監査の結果

1 法人市民税の概要

法人市民税の納税義務者は、市内に事務所等を有する法人である。また、人格のない社団等であっても、代表者または管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うものについては、法人とみなして法人市民税の課税対象となる。

法人市民税は、所得の有無にかかわらず、法人の資本金等の額及び市内の従業者数等に応じて、市の条例で定める額を課税する均等割と、国税である法人税の額を課税標準とし、市の条例で定める税率を乗じて算出される法人税割で構成されており、法人が課税標準・税額等を自ら計算して、事務所等所在地の市長に申告し、その申告した法人市民税額を納付するという「申告納付方式」を採っている。

納税義務者である法人等は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、当該事業年度に係る法人市民税に関する申告書を、これを納付すべき市長に提出しなければならないとされている。市長に法人住民税に関する申告書が提出されない場合の取扱いについて、市長が課税庁に対し、所得税若しくは法人税の納税義務者が課税庁に提出した申告書又は課税庁がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、課税庁は、関係書類を市長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとし、市長はその閲覧資料をもとに課税標準・税額等を確定する処分（決定）を行う。

また、法人市民税の更正又は決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後に行うことができない。

なお、法人市民税に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。

2 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、監査対象部局から提示された怠る事実の有無を確認できる書類、令和 7 年 5 月 26 日に請求人及び関係職員から聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

(1) 関係職員の陳述の要旨

ア 法人市民税の賦課について

法人市民税は、確定法人税額を市が独自に計算し、決定することはできないと総務省の通知がある。そのため、市に法人市民税の申告がない場合において、国税に申告があり、法人税額が確定しない限り、市で調査し、法人税割額を決定することはない。調査権については、国税のような強制的なものではなく、対象者の協力を得て行えるものと考えている。

均等割は理論的には課税が不可能ではないものの、実務上は課税に足る挙証資料の収集は困難である。

イ 本件監査請求について

(7) 平成 28 年度から平成 30 年度までの本件法人市民税の賦課徴収に係る本件監査請求

いずれも法定納期限から 5 年を経過した日から監査請求の期間制限である 1 年を経過している。

また、期間徒過に関して正当な理由がある旨の主張がされているが、本件法人市民税については、相当な注意力をもって調査すれば令和 2 年には知り得ることができたので、正当な理由があるとは認められない。

よって、本件請求は不適法な監査請求であり、却下を免れない。

(8) 令和元年度から令和 3 年度までの本件法人市民税の賦課徴収に係る本件監査請求

特定の納税者の地方税の賦課及び徴収の内容に関する事項を対象とするものであり、仮に当該賦課及び徴収の内容に関する事項を含めた監査結果が第三者である請求人や市議会に通知され、かつ、公表されるとすれば、地方税法及び地方公務員法の守秘義務に抵触するおそれがあり、また、賦課及び徴収の如何については税務行政の信頼性の確保に影響することも併せて考慮する必要がある。

(2) 賦課徴収の怠る事実の有無について

ア 平成２８年度から平成３０年度までの各年度に係る法人市民税の賦課及び徴収について

監査対象部局より、怠る事実の有無を確認できる書類の提示がなされなかった。

イ 令和元年度から令和３年度までの各年度に係る法人市民税の賦課及び徴収について

監査対象部局より、怠る事実の有無を確認できる書類の提示及び陳述があった。

なお、当該書類については、監査委員のみが検分を行った。

３ 判断の理由

(1) 法第２４２条第２項ただし書き「正当な理由があるとき」を認める判断

監査対象部局は、令和２年には本件監査請求を行う程度に本件法人市民税の件を認知できたとし、この日から１年を経過した日以後については監査請求の期間制限が適用され、本件監査請求のうち、平成２８年度から平成３０年度までの各年度に係る法人市民税の賦課及び徴収を対象とする本件監査請求は不適法であると主張するが、主張の根拠について精査した結果、当該主張を採用することはできないと判断し、平成２８年度から令和３年度までの各年度に係る法人市民税の賦課及び徴収を対象として監査を行うこととした。

(2) 請求の対象となる怠る事実の有無についての判断

ア 平成２８年度から平成３０年度までの法人市民税の賦課及び徴収について

法人市民税の更正又は決定は、法定納期限の翌日から起算して５年を経過した日以後においては、することができないと示されている。

したがって、仮に賦課及び徴収を怠ったものがあつたとしても、平成２８年度から平成３０年度までは、課税権が及ばない。そこで、遡って課税権が及ばないものに損害賠償請求権が生じるかについては、前述のように監査対象部局からは、本件監査請求は、法定納期限の翌日から起算して５年を経過した日から監査請求の期間制限である１年を経過していることを理由に、怠る事実の有無を確認できる書類の提示がなされず、賦課徴収の事実、本市に生じている損害の有無等、損害賠償請求権が生じる前提となる事実の確認ができず、その結果が不

明であるため、損害賠償請求の可否についてもこれを判断することができない。

イ 令和元年度から令和３年度までの法人市民税の賦課及び徴収について

監査対象部局から提示された書類及び陳述を検証した結果、怠る事実はないと判断した。

4 結論

(1) 平成２８年度から平成３０年度までの法人市民税の賦課及び徴収に係る請求者が求める措置について

監査対象部局の怠る事実の有無は判断することができなかった。

(2) 令和元年度から令和３年度までの法人市民税の賦課及び徴収に係る請求者が求める措置について

監査対象部局の怠る事実はなく、請求人の本件措置請求には理由がないと判断し、棄却とする。

以上